

西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

香川県知事 浜田 恵造

【西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	西村ジョイ株式会社 香川県高松市成合町891番地1 マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 広島段原ショッピングセンター5階 株式会社たかせんテレコム 香川県高松市室新町2番13号																									
大規模小売店舗の名称及び所在地	西村ジョイ・マックスバリュ高瀬店 香川県三豊市高瀬町新名字天古984番1外20筆																									
変更した事項	<p>1 大規模小売店舗を設置する者の追加 株式会社たかせんテレコム 香川県高松市室新町2番13号</p> <p>2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所 (変更前)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者名</th></tr></thead><tbody><tr><td>西村ジョイ株式会社</td><td>代表取締役 西村 泰昌</td><td>香川県高松市成合町891番地1</td></tr><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>代表取締役社長 藤本 昭</td><td>兵庫県姫路市北条口四丁目4番地</td></tr></tbody></table> <p>(変更後)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者名</th></tr></thead><tbody><tr><td>西村ジョイ株式会社</td><td>代表取締役 西村 泰昌</td><td>香川県高松市成合町891番地1</td></tr><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>代表取締役社長 加栗 章男</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 広島段原ショッピングセンター5階</td></tr><tr><td>株式会社たかせんテレコム</td><td>代表取締役社長 唐渡 康則</td><td>香川県高松市室新町2番13号</td></tr></tbody></table>	小売業者		住所	名称	代表者名	西村ジョイ株式会社	代表取締役 西村 泰昌	香川県高松市成合町891番地1	マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役社長 藤本 昭	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地	小売業者		住所	名称	代表者名	西村ジョイ株式会社	代表取締役 西村 泰昌	香川県高松市成合町891番地1	マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役社長 加栗 章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 広島段原ショッピングセンター5階	株式会社たかせんテレコム	代表取締役社長 唐渡 康則	香川県高松市室新町2番13号
小売業者		住所																								
名称	代表者名																									
西村ジョイ株式会社	代表取締役 西村 泰昌	香川県高松市成合町891番地1																								
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役社長 藤本 昭	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地																								
小売業者		住所																								
名称	代表者名																									
西村ジョイ株式会社	代表取締役 西村 泰昌	香川県高松市成合町891番地1																								
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役社長 加栗 章男	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 広島段原ショッピングセンター5階																								
株式会社たかせんテレコム	代表取締役社長 唐渡 康則	香川県高松市室新町2番13号																								
変更年月日	1 平成27年5月7日																									

	2 平成26年6月5日
変更理由	1 利用者の少ない駐車場の一部に店舗を新設するため。 2 代表取締役社長及び住所の変更があったため。

2 届出年月日
平成27年5月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課
縦覧期間	平成27年6月12日から平成27年10月12日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年10月12日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ